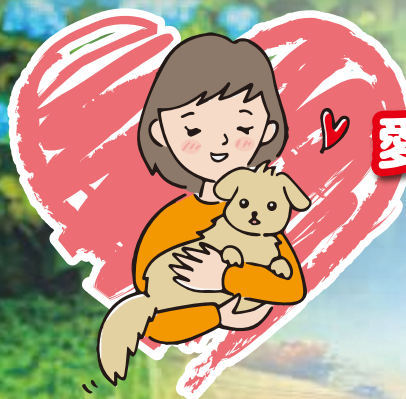


犬の飼い主のみなさんへ



最後まで、
愛情と責任を

狂犬病予防
注射と
畜犬登録を
しましょう



1 狂犬病予防注射を 年1回打ちましょう

○予防注射は、動物病院または集合注射会場で受けましょう。

○「注射済票」は大切な身元証明です。常に飼い犬の首輪につけておきましょう。

3 飼い主の変更届・ 死亡届を忘れずに

○市内転居・犬名変更・飼い犬死亡等の場合は、市に届け出てください。市外転居の場合は、転居先の市町村に届け出てください。

○マイクロチップを装着している場合は、指定登録機関（環境省ホームページ）から変更登録してください。

2 犬は必ず登録しましょう

○飼い犬の登録は、生涯1回となっています。次年度からは狂犬病予防注射だけになります。

○「鑑札」は大切な身元証明です。常に飼い犬の首輪につけておいてください。できれば登録番号を別に控えておいてください。

4 飼い犬の譲渡について

○飼い犬を譲渡する場合は、新しい飼い主に「鑑札」も一緒に渡してください。

○新しい飼い主は、お住まいの市町村に届け出するようにしてください。

狂犬病侵入の「防波堤」になりましょう

日本国内では、人は1956年、動物では1957年を最後に狂犬病は発生していません。しかし、海外では人の発症と死亡例があるので、日本への侵入とまん延防止のために狂犬病予防注射を必ず実施しましょう。



問い合わせ（原町区）南相馬市 市民生活部 環境政策課 Tel0244-24-5313（環境保全係）
（小高区）小高区 市民総合サービス課 Tel0244-44-6713
（鹿島区）鹿島区 市民総合サービス課 Tel0244-46-2113

犬の飼い方のマナーについて

飼い犬はマナーを守って飼いましょう

1 自宅で排せつを済ませてからの散歩を心がけましょう

散歩中に排せつしてしまったときは、飼い主が責任をもって後始末してください。

2 放し飼いは禁止です

飼い犬は、つないでおくか、柵などを使用して外に出られないようにして飼いましょう。散歩中や公園で放すのも禁止です。

3 飼い犬が人などをかんだら届け出を

飼い犬が人や他の動物をかんだ場合や犬にかまれた場合は、速やかに福島県動物愛護センター「はぴまるふくしま」相双支所（Tel 0244-26-1351）に連絡してください。

4 外ではリードを必ずつけましょう

飼い犬は、適度な散歩や給餌・給水などのほかに、健康管理にも留意しましょう。散歩の際は、2メートル以内の引き綱を付けて、犬を制御できる人が散歩させましょう。

5 飼育場所は清潔にしましょう

飼い犬は、家族の一員として、その一生を最後まで責任を持って面倒みましょう。

6 犬の鳴き声で近隣に迷惑をかけないようにしましょう

飼い犬は、人間との社会生活を楽しんで送れるようしつけをしましょう。また、近所の方々のことを考え、鳴き声や悪臭などで迷惑をかけないように注意しましょう。

7 避妊・去勢手術をしましょう

行き場のない命を生み出さないため、健康面や行動面においても多くのメリットがありますので、避妊・去勢手術をしてください。

8 迷子札等で所有者の明示をしましょう

雷に驚いたり、扉の閉め忘れ、突然の災害などで迷子になることがあります。万が一に備え、飼い主の連絡先を書いた迷子札やマイクロチップをつけましょう。また、ペットがいなくなったら、動物愛護センターなどへ連絡しておきましょう。



犬のマナー啓発看板について

- * 他の犬の散歩の排せつなどでお困りの市民の方に犬のマナー啓発看板を配布しています。（原則1軒1枚）
- * 受付票に氏名・住所・電話番号・設置場所等をご記入いただきます。
- * 他人の所有地等に掲示する場合は、必ずその管理者等の承諾を得てください。

※問い合わせ

市民生活部環境政策課
小高区市民総合サービス課
鹿島区市民総合サービス課

